

千葉県地域防災計画修正（平成29年度修正）の内容

1 修正の背景

県では、災害に強い千葉県づくりを進めるため、新たな地震被害想定調査の結果や熊本地震の教訓を踏まえるとともに、国による防災基本計画の修正や防災関係法令の改正などを反映して、千葉県地域防災計画を修正した。

2 見直しのポイント

- (1) 新たな地震被害想定調査を踏まえ、地震津波対策等を修正
- (2) 大規模災害時における応援受入体制を整備
- (3) 熊本地震の教訓を反映し、災害対策を強化
- (4) 国の防災基本計画の修正を反映
- (5) 防災関係法令等の改正を反映
- (6) その他最近の災害対応の改善等を反映

3 主な修正内容

(1) 新たな地震被害想定調査を踏まえた地震津波対策等の修正

ア 平成26・27年度千葉県地震被害想定調査の反映

- 現行の想定地震である東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震に、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査（平成28年5月公表）で設定した千葉県北西部直下地震を想定地震として追加した。
[新規]
- 平成26・27年度千葉県地震被害想定調査において、東北地方太平洋沖地震の割れ残りを想定した房総半島東方沖日本海溝沿い地震を、津波を伴う想定地震として追加した。[新規]

イ 減災目標の見直し

- 想定地震を東京湾北部地震から千葉県北西部直下地震に変更したことにより、千葉県地震防災戦略を改訂し、減災目標等を見直した。[新規]
※千葉県地震防災戦略を首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」として位置付けたことを記載。[新規]

ウ 津波避難対策の強化

- 千葉県津波避難計画策定指針を改訂した（平成28年10月）ことにより、津波注意報等発表時に避難勧告ではなく、基本的に避難指示（緊急）のみを発令すること等により、津波避難対策を強化した。[拡充]

(2) 大規模災害時における応援受入体制の整備

- 千葉県大規模災害時における応援受入計画（平成28年3月策定）に基づき、大規模災害時に、救援部隊、医療救護活動、国のプッシュ型支援による救援物資等を広域防災拠点へ円滑に受け入れる体制等を整備した。[新規]

(3) 熊本地震の教訓を反映した災害対策の強化

ア 避難所運営等の改善

- 市町村は、車中泊者等の人数、所在地、ニーズ等の早期の情報収集に努めるとともに、健康相談、保健指導によりエコノミークラス症候群の予防の実施することとした。[新規]
- 市町村は、平時からの避難所運営訓練の実施等により、住民による避難所の自主運営体制を構築することとした。[新規]
- 市町村は、避難所等において、被災者の健康状態の把握、衛生状態の保持などにより健康管理を推進することとした。[拡充]

イ 行政機能喪失市町村対策の推進

- 大規模災害発生時において、県は災害対応能力喪失市町村へ迅速かつ積極的に県職員を派遣する措置をあらかじめ定めるものとした。[新規]
- 市町村は、救援部隊や他の行政機関及び防災関係機関からの応援を円滑に受け入れることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順等について、必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めることとした。[新規]

ウ 備蓄・物流対策の強化

- 家庭等での食料・飲料水の備蓄目標量を「3日分以上」から「最低3日、推奨1週間」に増加させることにより、備蓄意識の高揚を図ることとした。[拡充]
- 市町村は、民間物流事業者の管理する物流倉庫の検討も含めた物資集積拠点の確保及びNPO、住民団体等多様な輸送主体との連携により、物流体制を構築することとした。[拡充]

(4) 国の防災基本計画の修正を反映

ア 災害時のヘリコプターの運行

- 災害時にヘリコプターを有効活用するため、県災害対策本部に航空運用調整班を設置した。[新規]
- 災害時のヘリコプターの利用について、自衛隊、消防、警察等の関係機関において、予め協議することとした。[新規]

イ 実効性のある避難計画の策定

- 市町村は、住民の避難誘導の警戒避難体制を検討する際には、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮するよう努めることとした。[新規]
- 市町村は、水害などの災害の種類に応じて、指定緊急避難場所を近隣市町村に指定することとした。[新規]

ウ 適切な避難行動を促す情報伝達

- 避難情報の名称について、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」と変更した。[新規]

- 市町村は、避難時の周囲の状況に応じて、避難場所以外の「近隣の安全な場所」への移動や「屋内安全確保」など適切な避難行動を住民がとれるよう努めることとした。[新規]
- 市町村は、警報等が発表された場合における、具体的な避難勧告等の発令基準を設定することとした。[新規]
- 市町村は、必要な地域を絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定することとした。[新規]

エ 市町村業務継続計画の策定支援

- 業務継続計画策定に係る重要な要素を明確化するとともに、県は研修の実施等により市町村の業務継続計画の策定を支援することとした。[新規]

(5) 防災関係法令等の改正を反映

ア 災害対策基本法の改正

- 道路管理者には認められていた放置車両の撤去措置等を港湾管理者及び漁港管理者にも拡大した。[拡充]
- 市町村の要請により、国が災害廃棄物の代行処理を実施することとした。[新規]

イ 土砂災害防止法の改正

- 市町村は、土砂災害警戒区域内等の病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設について、避難勧告等の情報伝達方法を定めるなど、避難対策を実施することとした。[新規]

(6) その他最近の災害対応の改善等を反映

- 千葉県業務継続計画（震災編）の修正（平成29年3月修正）を反映し、非常参集職員を市町村等へ派遣することとした。[新規]
- 千葉県国土強靱化地域計画（平成29年1月策定）を地域防災計画に位置付けた。[新規]
- 各配備段階における業務を明確にするため、県災害対策本部の配備名称を変更するとともに、地震での自動配備を震度5弱からとするなど配備基準を変更した。[拡充]
- 千葉県被災者生活再建支援事業を反映し、被災者生活再建支援法の対象とならない場合に一定の要件のもと支援金を支給することとした。[新規]